



平成30年度 地域密着型金融推進計画

(金融機能・コンサルティング機能を発揮し地域創生の一翼を担う)



兵庫県信用組合

具体的な取組みおよび目標と実施スケジュール	
平成30年度	
1. 地域密着型金融の推進	
(1) 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮	
① 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析	<p>① 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析とライフステージの見極め 当組合は狭域高密度に営業展開し、顧客企業と親密な関係を構築して収集した情報を活用し、顧客企業の経営目標や経営課題を把握・分析するとともに、職員の日利き力向上により、顧客企業のライフステージを適切に見極めるように努めます。</p> <p>② 顧客企業による経営目標や課題の認識・主体的な取組みの促進 当組合は、顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるように事業計画の策定を勧め、必要に応じ外部専門家等と連携して支援を行い、目標の実現や課題の認識を深めるように働きかけるとともに、顧客企業の主体的な取組みの促進に努めます。</p>
② 最適なソリューションの提案	<p>① 顧客企業のライフステージに応じたソリューションの取組み</p> <p>ア 創業・新事業開拓を目指す顧客企業 (ア) 市町村と連携した創業支援 市町村が行う創業支援事業計画に、創業支援事業者として参加し、創業セミナーの実施などにより、創業を支援します。 (イ) 創業・新事業資金に対する積極的な融資の取組み 日本政策金融公庫と連携した「創業・第2創業サポートローン」をはじめ、創業・新事業に対し積極的に融資に取組みます。 「創業・新事業支援融資」取扱目標額 5億円 (ウ) 創業にかかる各種情報提供 創業補助金をはじめとする創業に役立つ各種の情報を提供します。</p> <p>イ 成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業 (ア) 販路開拓支援 国際フロンティア産業メッセなどの展示商談会への出張支援やビジネスマッチングサイトの活用を推進し、販路開拓を支援します。 (イ) 経営相談 兵庫県中小企業団体中央会と連携した「しっかいや中央会」事業をはじめミラサボ等を活用し、各種経営相談に対応します。 (ウ) 外部専門機関の活用 (公財) ひょうご産業活性化センターや(独) 中小企業基盤整備機構などの外部専門機関を活用し、自社の経営目標の実現や経営課題の解決を支援します。 (エ) 情報提供 各種補助金・助成金などの情報を、事業者向けメールマガジンによる配信等により、提供します。</p> <p>ウ 経営改善が必要な顧客企業 (ア) 経営改善計画書の策定支援 経営改善支援センター事業などを活用し中小企業診断士等の専門家と連携し、経営改善計画の策定を支援します。 (イ) 経営改善支援 兵庫県信用保証協会と連携し、経営改善サポート保証等の積極的な取組みを行い、借入金の条件変更や新規融資により経営改善を支援します。</p> <p>エ 事業再生・事業承継が必要な顧客企業 (ア) 事業再生 兵庫県再生支援協議会と連携し、経営改善計画を策定のうえ、事業再生を支援します。 (イ) 事業承継 外部機関の活用等による後継者への事業承継支援やM&A专业委员会との連携による外部への事業譲渡を支援します。</p>
③ 中小企業に適した資金供給	<p>① 担保・保証に必要以上に依存しない融資</p> <p>ア 「サポートローン」の推進 企業の信用格付を行いリスクの分析により、担保・保証に必要以上に依存しない融資制度を積極的に推進します。「サポートローン」取扱目標額 30億円 イ 「技術・経営力評価融資」の推進 (公財) ひょうご産業活性化センターのひょうご中小企業技術・経営力評価制度による評価書を活用した融資制度を積極的に推進します。「技術・経営力評価融資」取扱目標額 2億円</p> <p>② 経営者保証に関するガイドラインの活用 平成25年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行います。</p>
④ 顧客企業等との協働によるソリューションの実行および進捗状況の管理	<p>当組合は最適なソリューションを提案するだけでなく、提案したソリューションを顧客企業と協働により実行し、ソリューションの実行状況を継続的にモニタリングするとともに、必要に応じソリューションの見直しを提案します。</p>
(2) 地域の面的再生への積極的な参画	<p>① 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献</p> <p>ア 地方公共団体との連携協定による地域活性化に向けた取組み イ 外部機関等と当組合の結びつきを一層強化 兵庫県中小企業団体中央会と連携した「しっかいや中央会」としての取組みの一層強化(専門家派遣事業、販路拡大支援事業、情報提供事業)、融資部「経営支援室」によるコンサルティング機能発揮を図る。</p>
(3) 地域や利用者に対する積極的な情報発信	<p>① 自主的な情報開示の促進</p> <p>ア 地域密着型金融の取組みにかかる公表等 ホームページ、ディスクロージャー誌等で公表する。(金融仲介機能のベンチマークの取組み状況、経営改善取組み先数、債務者区分のランクアップ先数等) イ お客さまの声を把握するための調査および分析、公表 年1回「お客さまアンケート」を実施し、分析結果と改善取組み事項を公表する。 ウ 地域のイベントチラシ等掲示 エ ロビー案内職員の配置 オ 事業者には有益な情報の提供 事業者に向けメールマガジンを発信し補助金等の情報を提供する。 カ 取引先数の増加 様々な情報発信により、経営基盤である取引先数の増加を図る。</p>
2. 地域の利用者保護の徹底と利便性の向上	
(1) ガバナンスの強化	<p>① 総代等からの意見・要望等の収集、経営への反映</p> <p>理事長が年末等に営業店を訪問する際、随時、地区総代等を戸別訪問のうえ、情報交換を行う。</p>
(2) 法令等遵守態勢の強化(コンプライアンス)	<p>① 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>ア 営業店長に対するコンプライアンス研修ならびにコンプライアンス・チェックリストの定期的な実施による認識の強化を図る。 イ コンプライアンス・チェックリストの内容充実、有効活用を図る。 ウ 集合研修の実施 内部事務統括責任者以下職能別に開催される各種研修に、都度、コンプライアンスに関する研修項目を組み込む。 エ 総合監査項目にコンプライアンス関連項目(番号法を含む)を重要項目と位置付ける。 オ 個人情報保護に関する意識の高揚を図る。 カ 反社会的勢力との関係遮断、優越的地位の乱用防止等、取引の適切性が確保されているか、内部監査部門等による検証を行う。 キ 営業店長向けに、不当要求防止責任者講習の受講を義務付ける。</p>
(3) 顧客保護等管理態勢の充実・強化	<p>① 顧客サポート態勢の整備</p> <p>ア 相談・苦情等対応の強化 (ア) 四半期毎に相談・苦情等を集約、分析し、傾向・対応・処理状況を営業店へ還元し、職場内研修の教材として活用する。 (イ) 随時、営業店へ取組状況等にかかるアンケート方式のモニタリングを実施し、態勢の強化を図る。 イ 法令等を踏まえ、顧客説明態勢の整備、広告等の随時見直し・検閲 (ア) 金融商品取引法その他の法令等にかかる各種団体実施の研修会へ参加する。 (イ) 職階層別の組合内研修を実施する。 (ウ) 営業店において、職場内研修を実施する。 (エ) 高齢者取引等の研修会へ参加する。 ウ 与信取引に関する顧客への説明 (ア) 融資部による各営業現場へのモニタリングおよび指導を計画的に実施する。</p> <p>② 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>ア 顧客保護等管理規程等の役職員等への周知を図るとともに、金融ADR制度の適切な運用を目指す。 イ 当組合および他金融機関で発生した問題事例等について、重要度に応じ、役職員等に注意喚起を行い、情報の共有化を図る。 ウ 集合研修等の実施により、コンプライアンス遵守意識の高揚を図る。 エ 顧客情報の管理・取扱い等の適切性が確保されているか、内部監査部門等による検証を行う。 オ 職場内研修の適時適切な実施、内容の充実を図る。</p> <p>③ 金融犯罪防止等に向けた対策の徹底</p> <p>ア ATMの安全性および利便性の確保 利用者の利便性を確保しつつ、利用者保護を徹底するため、より一層のセキュリティ対策を図る。 イ 反社会的勢力等との取引未然防止、振り込み詐欺等の被害防止について、適宜・適切に周知のうえ、対応する。 ウ 改正犯罪収益移転防止法への取組みの徹底を図る。 エ I B利用者にセキュリティ機能の利用を促進する。</p>